

議案第 5 号

町長等の給料の特例に関する条例の一部改正について

町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 3 年 2 月 2 5 日 提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、町長等の給料の特例の期間を延長する必要があるからである。

町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

町長等の給料の特例に関する条例（令和2年東郷町条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年3月31日」を「令和3年7月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の拡大による町民への影響の大きさ等を勘案し、町長等の給料の特例の期間を延長する必要があるからである。

2 改正内容

町長等の給料の特例期間の終期を令和3年3月31日から令和3年7月31日に変更すること。（本則関係）

3 施行期日

令和3年4月1日から施行すること。